

**令和8年度企業版ふるさと納税マッチング及び  
半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務 委託仕様書**

**1 業務名称**

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング及び半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務

**2 業務目的**

本県では、「第2期福岡県まち・ひと・しごと創生推進計画」基本方向1「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」において、半導体産業の育成、集積・拠点化を推進しており、新たな財源の確保策として「企業版ふるさと納税」による寄附金を活用した事業を実施している。

本業務では、半導体産業の振興、とりわけ「半導体最先端実装拠点構築」に向けて、寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附候補企業」という。）に対し、本県の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行う。これらを通じて、企業版ふるさと納税による財源を獲得し、半導体最先端実装拠点構築の実現を推進していくことを目的とする。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**4 委託業務内容**

本業務においては、「2 業務目的」の達成に向けて、次の2つの業務を委託する。

**(1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務**

**ア 対象事業のPRに係る支援**

- ・受託者は、委託者が行う対象事業「半導体最先端実装拠点構築事業」のPRについて、必要な助言などの支援を行う。

**イ 寄附見込企業のリスト化**

- ・受託者は、対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、委託者と協議を行い、随時対象の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

**ウ 寄附見込企業への提案及び紹介**

- ・受託者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を令和9年2月末までに確定させ、寄附金を令和9年3月末までに納付させる。
- ・受託者は、寄附見込企業からの寄附が実現するよう、委託者との面会や対話の場の設定も含めて、積極的にマッチング機会を提供する。
- ・受託者は、寄附見込企業への提案及び寄附意向確定後、委託者に当該企業名を報告する。

**エ 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ**

- ・寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

## (2) 半導体最先端実装拠点構築に向けた連携推進業務

半導体最先端実装拠点構築に向け、半導体関連企業との連携推進のために必要な支援業務を行う。連携とは、次のものを指す。

- ア 福岡超集積半導体ソリューションセンターとの共同研究、連携事業等の開始
- イ 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が運営するインキュベーション施設への入居
- ウ その他、半導体最先端実装拠点構築に資する取組の実施

## 5 寄附の種類

「4 (1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務」において推進する寄附は、原則現金によるものとする。ただし、委託者及び福岡超集積半導体ソリューションセンターと事前に協議の上、真にセンターに必要と認められる場合は、物品による寄附も対象とする。

## 6 協議事項

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

## 7 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料額を支払う。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（委託料率は整数のみとする）
-------------------------------

- (2) 本業務では次のとおり、成果及び報酬計算式を2段階で設定するものとする。

成果1：本業務を通じて、企業版ふるさと納税が本県に納付されること
----------------------------------

計算式：寄附金額×委託料率（A）
------------------

成果2：本業務を通じて、半導体最先端実装拠点の構築に向けた企業との連携が実現すること
--

計算式：寄附金額×〔委託料率（B）×実現件数〕
-------------------------

ただし、実現件数は企業ごとに2件を上限とする。
-------------------------

<注意事項>

- ア 成果1の寄附金額が0円の場合は、成果2に係る報酬は発生しない。
- イ 「5 寄附の種類」において規定する物品による寄附が納付された場合、別途現金によって寄附された金額から、現金による寄附分の委託料額を差し引いた額を上限として、上記計算式で算出した委託金額を支払う。  
なお、別途現金寄附がない場合は、物品による寄附への委託金額は支払われないことに留意すること。

- (3) 委託料率は、A・Bそれぞれについて、参考見積書や提案書において明記し、提示すること。

委託料率の上限は、A・Bそれぞれについて、次のとおりとする。

A：本業務を通じて行われた寄附金額の10%以内（消費税及び地方消費税含む）
---------------------------------------

B：本業務を通じて行われた寄附金額の5%以内（消費税及び地方消費税含む）
--------------------------------------

## 8 委託料の支払い

受託者が働きかけを行った寄附見込企業が、本県に対して寄附を行った後、委託者は速やかに受託者にこの旨を伝えるものとする。請求及び支払いの時期は、契約締結時に委託者と受託者が協議の上、決定する。

## 9 業務に関する報告

業務の進捗に応じて定期的に委託者に対し報告を行うこととする。ただし、次の内容については、直ちに発注者へ報告するものとする。

- (1) 寄附候補企業が寄附又は連携の意向を示したとき
- (2) 寄附候補企業や他の受注者との間で調整が必要となったとき
- (3) その他、重要な内容と判断される事案が発生したとき

## 10 事業実施場所

福岡県内、その他業務遂行に必要な場所

## 11 成果品

- (1) 業務実績報告書：電子媒体 1 部（PDFデータ）
- (2) その他関連資料：電子媒体 1 部（PDFデータ）
- (3) 納品先：福岡県商工部先端技術産業振興課 E-Mail: senshin@pref.fukuoka.lg.jp

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡県契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。
- (3) 受託者は、寄附額が5億円を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、県の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行ってはならない。なお、経済的利益の供与の詳細な内容については、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説（令和4年6月27日 内閣府地方創生推進事務局）を参照すること。
- (6) 本業務は、業務の性質に照らし、複数の受託者と契約する場合がある。その場合、業務の履行に関する委託者からの指示や協議依頼に応じること。
- (7) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

### 13 備考

本仕様書は、企画提案公募実施に向けた設計図書として作成したものであり、企画提案公募の実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。